

区分	占用物件	単位	R5年度	R6年度	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	一本につき1年	300	430	
	第2種電柱		470	670	
	第3種電柱		630	900	
	第1種電話柱		270	390	
	第2種電話柱		440	620	
	第3種電話柱		600	850	
	その他の柱類		27	39	
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	3	4
	地下に設ける電線その他の線類	2		2	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	270	380	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	160	230	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	540	780	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		230	330	
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	670	590	
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	540	780		
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	11	16	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		16	23	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		24	35	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		33	47	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		49	70	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		65	93	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		110	160	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		160	230	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		330	470		
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	AIに0.005を乗じて得た額	AIに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		AIに0.008を乗じて得た額	AIに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		AIに0.01を乗じて得た額	AIに0.007を乗じて得た額
	上空に設ける通路	340		290	
	地下に設ける通路	200		180	
その他のもの	540	780			
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	7	6	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	67	59	
第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	67	59
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	670	590
	標識	1本につき1年	440	620	
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	7	6
		その他のもの	1本につき1月	67	59
	幕（第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	7	6
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	67	59
	アーチ	車道を横断するもの	一基につき1月	670	590
		その他のもの		340	290
	政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	540	780
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	67	59	
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	AIに0.024を乗じて得た額	AIに0.022を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		AIに0.024を乗じて得た額	AIに0.022を乗じて得た額	
	その他のもの		AIに0.034を乗じて得た額	AIに0.031を乗じて得た額	
政令第7条第12号に掲げる器具		AIに0.034を乗じて得た額	AIに0.025を乗じて得た額		

(備考)

※金額の単位は、円とする。

※第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

※第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

※共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

※表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。

※AIは、近傍類似の土地(政令第7条第10号及び第11号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地)の時価を表すものとする。

※表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。

※占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。